

タイ向け輸出青果物の選別及び梱包施設に係る同国規則への対応について



2019年7月5日

農林水産省
食料産業局
輸出促進課

タイ向け青果物の選別及び梱包工程を行う施設に対する規制 (タイ保健省告示)

- タイ王国保健省は、特定の青果物の選別及び梱包工程を行う施設が従うべき基準を定めた保健省告示（2017年第386号）を制定した。
- 当該告示付属書 2 において、選別及び梱包工程を行う施設に対し、栽培時に化学物質の使用管理を行っている栽培地からの入荷等を義務化。
- 当該告示は、タイ国に青果物を輸入する事業者にも等しく適用される。

<保健省告示制定の背景>

- ①タイでは、多くの種類の生鮮野菜・果物に残留する農薬が基準値を超えていることを定期的に確認。
- ②生鮮野菜・果物の品質及び安全性を向上させる必要。

保健省告示に基づき必要な対応

- 選別及び梱包を経た対象となる青果物を輸入する事業者は、タイの輸入通関時に、保健省告示付属書 2 の基準又はそれと同等以上の規格に適合していることの証明書を提出する必要。
- 既存の輸入許可証がある事業者は2019年 8 月25日から対応する必要。

■ 対象品目

生鮮果実	バナナ、栗、ドラゴンフルーツ、カンタループ、メロン、ランブータン、レンブ、スイカ、ザクロ、グアバ、ナツメ、マンゴー、パパイヤ、サポジラ、リュウガン、イチゴ、マンダリンオレンジ、オレンジ・ダイダイ及びこれらのハイブリッド種、キノット、willow leaf sower orange 梨、ブドウ、リンゴ
生鮮野菜	ニンニク、ラッキョウ、中国ニンニク、ロマネスコを含むカリフラワー、サボイキャベツを含むキャベツ、チャイブ、ガランガル、カイラン、人参、ネギ、モヤシ、ヤサイカラスウリ、キュウリ、ジョウロクササゲ、エンドウ、芽及び茎を含むブロッコリー、バジル、カミメボウキ、スイートバジル、ツボクサ、ハウレンソウ、ハクサイ、アマランサス、ヨウサイ、ゴートホーンペッパー及びホットペッパーを含む唐辛子、パプリカを含むピーマン、カボチャ、トマト、タイ茄子、じゃが芋、エシャロット、人工栽培によるヤナギマツタケ、ブナシメジ、キクラゲ、靈芝、椎茸、フクロタケ、シロキクラゲ等のキノコ等

証明書の種類

- 証明書として以下のものが利用可能*。

①タイ向け青果物の選別及び梱包施設に係るJFS規格ver.1.0の適合証明書。

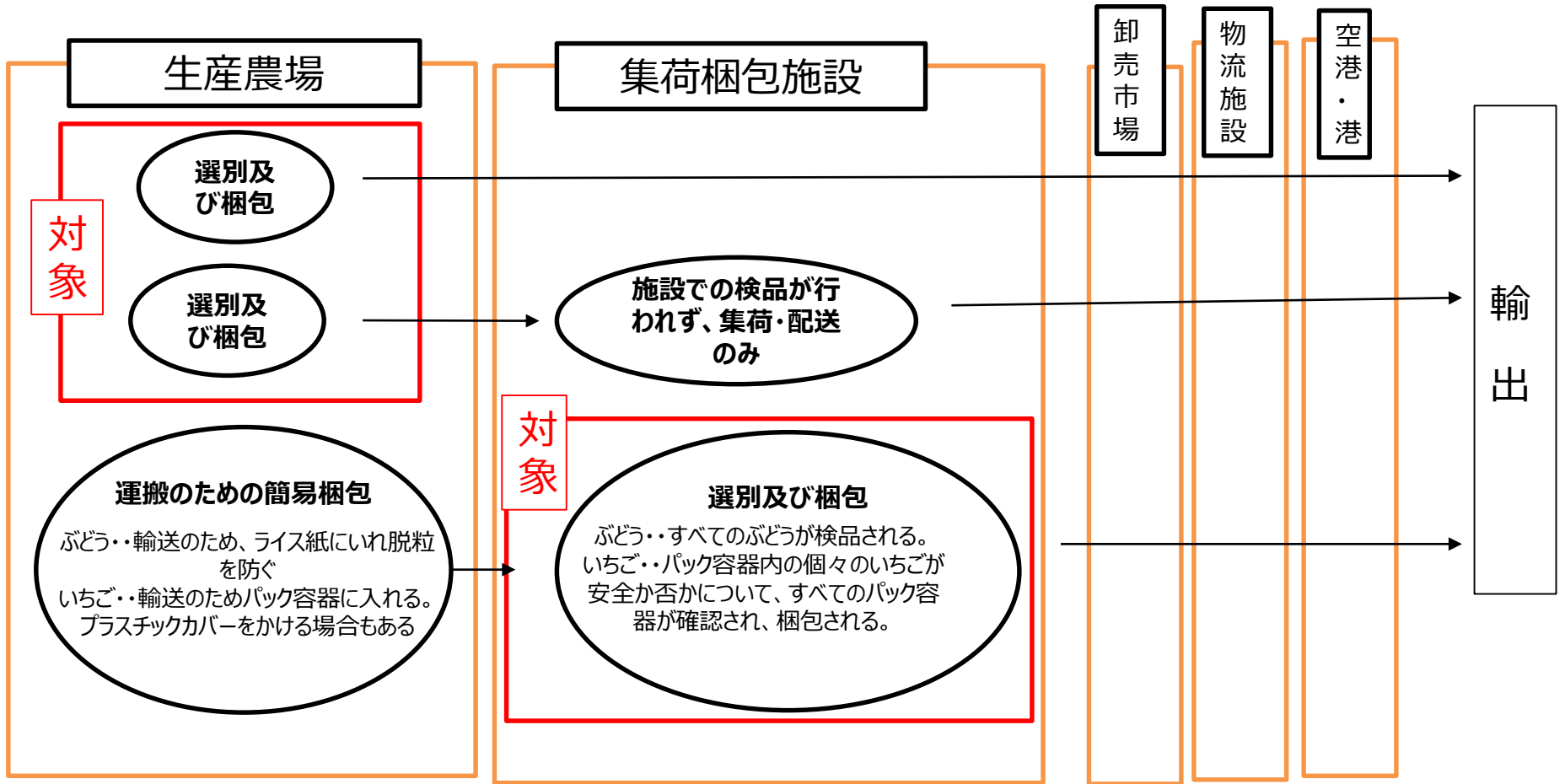
②JFS-B（製造セクター） ver.1.1及びJFS-C（製造セクター） ver.2.2,2.3の認証書。

③GLOBAL G. A. P.ver5.1,5.2_(選果・梱包施設部分（「生産物の取り扱い」）が認証範囲に含まれるものに限る)
ASIAGAP ver2.1,2.2(選果・梱包施設部分（「農産物取扱い工程」）が認証範囲に含まれるものに限る)
JGAP2016 (選果・梱包施設部分（「農産物取扱い工程」）が認証範囲に含まれるものに限る)

* 上記①又は②の他、ISO22000:2005、BRC Global Standard for Food Safety ,FSSC22000ver.4.1,5等の規格の認証も使用できます。

* 行政機関による証明書（都道府県から発行されるケースを想定）も使用できます。

対象となる施設の例



○原則、選別及び梱包工程を行うすべての段階で証明書を取得することが求められている。
 ただし、生産者が運搬のために簡易包装を行い、さらに、別の施設において選別及び梱包を行う場合、生産農場での証明書は不要。

「選別及び梱包」とは、選別から販売目的での各種容器による梱包に至るまでの収穫後の生鮮野菜又は果物の管理工程に含まれる作業をいう。洗浄、カット若しくはトリミング、表面加工、又は生鮮野菜若しくは果物の品質維持を目的とするための他の工程が含まれるか否かは問わない。(タイ告示第386号第1条、JETRO日本語仮訳より)

施設に求められる事項

〔保健省告示（2017年第386号）付属書2より〕

1. 立地環境

4. 衛生管理

2. 用具・機械・設備

5. 保守及び清掃

3. 製造工程管理

6. 従業員等の衛生管理

施設に求められる事項 1

1. 立地環境

- 選別及び梱包が行われる施設の立地は、青果物の汚染を防止するため、清潔に保たれており、有害微生物の発生源となる不要物・廃棄物が滞留していない場所に立地している。
- 施設は整理整頓、排水管・排水路の設置等清潔に管理され、衛生的な状態に保たれていなければならない。

など

施設に求められる事項 2

2. 用具・機械・設備

選別及び梱包工程に使用する用具、機械及び設備は消費者に危害を及ぼすおそれのない素材で作られ、容易に清掃可能である配置等されなければならない。

など

施設に求められる事項 3

3. 製造工程管理

- 選別及び梱包施設で取り扱う青果物は、栽培時の農薬等化学物質の使用が管理されていること。
- 青果物を供給した農業者のリストがあること。
- 食品添加物を使用する場合は、タイの食品添加物に係る保健省告示に従っていること。
- 青果物の洗浄に化学物質を使用する場合は定期的に残留検査が行われていること。
- 定期的な残留農薬（ポストハーベスト農薬含む）の検査が行われていること。
- トレーサビリティのため、選別及び梱包工程を行ったロット番号または年月日が包装容器または包装資材に記載されていること。

など

施設に求められる事項 4

4. 衛生管理

- 施設内で利用する水の水質確認。
- ゴミ容器、トイレ、手洗い設備等の適切な設置。

など

施設に求められる事項 5

5. 保守及び清掃

- 施設、用具、機械の定期的な清掃。
- 衛生管理目的で使用する化学物質の安全な保管、ラベル表示。

など

施設に求められる事項 6

6. 従業員等の衛生管理

- 従業員感染症等による青果物汚染の防止。
- 清潔な作業服、靴、帽子等の着用。
- 手を清潔に保つ。

など

JFS規格、それを策定するJFSMとは

JFSM

(一般財団法人 食品安全マネジメント協会)

【業務内容】

- ・食品安全管理の規格（**JFS規格**）とその監査・適合証明の仕組みを開発・運用。
- ・監査会社の承認、監査会社及び監査員の力量を監視指導。

【設立の経緯】

- ・国際標準に整合した食品安全管理規格によって監査の重複を是正する必要性が高まり。
- ・農林水産省と民間事業者の官民連携取組として、2016年に食品関連事業者らが設立。

作成

JFS規格

(監査を受ける連事業者に対する要求事項)

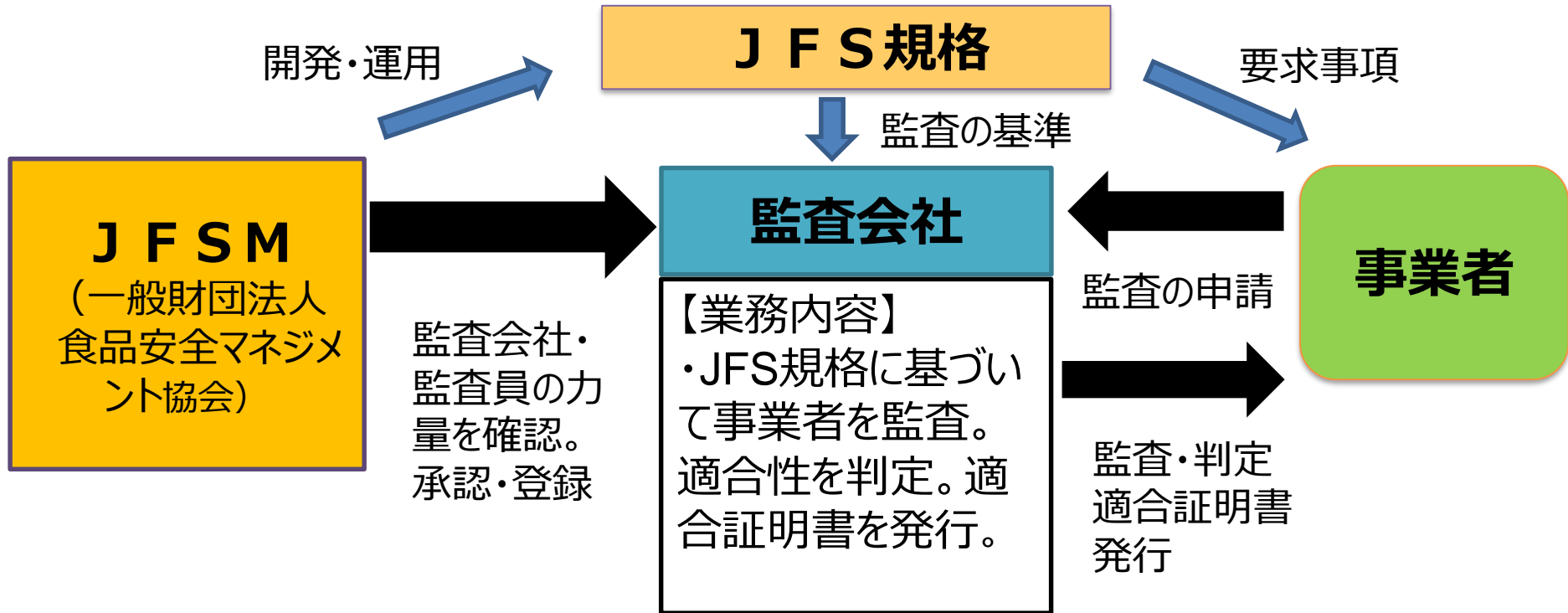
監査及び適合証明 プログラム文書

(監査会社のルール、監査・適合証明の方法等を定めた文書)

JFS規格 ガイドライン

(規格要求事項の解説、事例紹介など)

JFSMと監査会社の関係



食品関係の監査、コンサルティング、検査等を行う会社、自治体、業界団体、食品事業者であって、食品安全に関する専門的な知識を有する監査員を擁し、適合証明を行う手順や必要な体制を有している機関。

タイ向けJFS規格の適合証明の仕組み

- 「タイ向け青果物の選別及び梱包施設に係るJFS規格」（タイ向けJFS規格）は、2019年4月24日公表（https://www.jfsm.or.jp/information/2019/190424_000368.php）。
- タイ向けJFS規格に基づく監査と証明書の発行は、監査会社が行う（https://www.jfsm.or.jp/information/2019/190619_000382.php）。

（監査から適合証明までの流れ）

1. 事業者（選別及び梱包施設の使用・運営責任者）が監査会社に監査申請。
2. 監査員が、タイ向けJFS規格に基づいて監査を実施。（現場監査は原則1人日）
3. 監査員が、タイ向けJFS規格の要求事項への適合・不適合を指摘。
4. 事業者は、必要な場合に、不適合への是正処置を実施。
5. 監査会社が、監査報告書に基づいて適合性の判定を実施。
6. 監査会社が、事業者に適合証明書を発行。
7. 1年に一回の定期監査（文書審査も可）。
8. 3年に一回の更新監査。

タイ向け青果物JFS規格取得への支援策

- **JFSの適合証明取得に要する経費については、以下の農林水産省予算による補助（上限1/2）の対象です。**

○国際的認証資格取得等支援事業（公募中7/2～7/23締切）

（1/2上限）→ <http://www.maff.go.jp/i/supply/hozyo/shokusan/190702.html>

* 補助対象経費：認証取得のために必要な文書作成費、分析検査費、コンサルティング経費、適合証明書取得のための監査会社による監査費用等。

○青果物グローバル産地緊急対策事業（6月12日3次公募終了）

（補助率1/2等）

* 補助対象経費：輸出拡大の取組の一環として、認証取得が必要である場合は、認証取得のために必要な文書作成費、備品費、分析検査費、コンサルティング経費等が対象となります。

※適合証明書取得のための監査費用は対象外です。※輸出拡大を図ることが事業の要件です。

- **適合証明取得の取組事例や取組マニュアル等を公表します。**

（平成30年度輸出促進緊急対策委託事業（タイ王国輸入規制に対応するための体制整備実証調査事業））

- **タイ王国向け青果物の選別及び梱包施設に係る規制への対応についての情報提供**

→ <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/Tai.html>

スケジュール（タイ向けJFS規格）

- 4月24日 タイ向けJFS規格の公表
- 5月17日～31日 JFSMがプログラム規程案及びガイドライン案のパブリックコメントを実施
- 6月19日 JFSMがプログラム規程及びガイドラインを公表
JFSMがタイ向けJSF規格の登録監査会社を公表
登録監査会社が監査申請の受付開始
- 7月頃～ 登録監査会社が監査業務を開始予定
- 8月25日 タイ王国における規制本格施行

（なお、JFSMによる上記日程は変更の可能性があります。）